**第１回農林水産部所管施設指定管理者選定委員会議事録**

**１　開会**

○事務局

ただいまから、第１回岩手県農林水産部所管施設指定管理者選定委員会を開催します。

開会に当たり、佐藤副部長兼農林水産企画室長から御挨拶申し上げます。

○佐藤副部長兼農林水産企画室長（農林水産企画室）

本日は、御多忙の中、第１回岩手県農林水産部所管施設指定管理者選定委員会に御出

席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、今回の委員就任のお願いに対しまして、ご快諾をいた

だき、深く感謝申し上げます。

「指定管理者制度」については、平成15年に地方自治法の一部を改正する法律が施

行され、「多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」を目的に導入されたものであり、当農林水産部で所管する11施設についても、平成18年４月から順次指定管理者制度を導入し、管理運営を行って参りました。

このような中で、平成23年３月11日に発生した東日本大震災津波により施設が全壊するなどの甚大な被害を受け、復旧の途上にある漁港関連の２施設については、現在もなお指定管理者制度により管理運営を再開するに至っておりませんが、施設の早期復旧と利用者の定着を目指し、引き続き努力を続けて参る所存であります。

本日は、今年度末で指定管理期間が満了する「緑化センター」、「森林公園」５施設、

「水産科学館」、「種市漁港海岸休養施設」及び「種市フィッシャリーナ」の９件について、次期の指定管理者を選定するに当たり、その基本方針と募集要項について御協議いただきます。

指定管理者の指定には、最終的には県議会の議決が必要となりますが、候補者の選定に当たりまして、客観的、公正な立場で審査などを行っていただくため、当委員会を設置しているところであり、委員の皆様から御指導、御協力を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

議事に入ります前に、委員の御紹介をさせていただきます。

（委員紹介）

（事務局司会自己紹介）

　本日はよろしくお願いします。

○事務局

まず『委員長、副委員長の選出』を行います。

（委員長・副委員長選出）

　委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長

　事務局、本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○事務局

　１名いらっしゃいます。

○委員長

　希望者の傍聴を認めます。傍聴者を入室させてください。

（傍聴希望者１名入室）

**２　議題**

**(1) 農林水産部所管施設に係る指定管理者制度の導入について**

○委員長

　それでは、議事に入ります。

　はじめに、農林水産部所管施設に係る指定管理者制度の導入について、事務局から説明してください。

○事務局

（資料№１及び資料№２により説明。）

　各要項等の案に記載されている指定管理料の上限額は、財政当局と協議中の額であり、今後変更される場合があること。また、今回指定管理者の募集を行う９施設について、指定管理期間を５年とする案であることを追加説明。

○委員長

　ただいまのご説明について、質問等ございませんでしょうか。

○委員

　指定管理者制度の導入によって利用者が増加したとのことですが、資料には平成22年度以降の実績がしめされていますが、それ以前の利用者数は分かりますか。

○事務局

　資料は紙面の関係で平成22年度からの実績を記載しておりますが、いくつかの施設の指定管理者制度導入直後の、平成18年度の利用者を参考までにお知らせしますと、緑化センターが3,500人ほど、県民の森が89,000人程度、水産科学館が13,700人程度、種市漁港海岸休養施設が16,900人ほどとなっています。

○委員長

　すべての施設の利用者が右肩上がりで伸びているわけではないですが、比較的安定的に推移しているということですね。

他にございませんか。

○委員長

　今回、５年の指定管理期間ということでご提案いただいていますが、これは指定管理を受けている団体と協議した結果ということでしょうか。

○事務局

　指定管理期間を５年としたのは、平成28年度の行政監査において、指定管理期間の延長に関する意見があったことによるものです。期間を５年とすることで、指定管理業務に従事する職員の雇用の安定や、期間延長によるノウハウの蓄積でよりよい運営が行われるなどの効果があると考えています。

○委員長

　他にご質問等ございませんでしょうか。

（委員から質問等なし）

農林水産部が所管する９つの施設について、引き続き指定管理者制度による管理運営を行うこととし、指定管理者の候補者の選定を進めることに御異議ないでしょうか。

（委員から異議なし）

御異議がないようですので、引き続き指定管理者制度による管理運営を行うことに決定します

**(2) 指定管理者の募集要項等について**

**①岩手県緑化センター**

○委員長

それでは、緑化センターの募集要項の案につきまして、ご説明をお願いします。

○事務局

（資料№３‐１から資料№３‐５より説明。）

○委員長

それでは、ただ今のご説明に対して、ご質問等ございますでしょうか。

○副委員長

緑化センターの利用状況の利用者数はどうやってカウントしているのですか。

○事務局

受付に人がいるのですが、日常の利用者については、そこでカウントさせていただいております。

緑化まつりでも非常に多くの人数がいらっしゃるのですが、緑化まつりの3,300人弱がこの（利用者数）なかにも入っています。

○委員長

受付で職員の方が目視で確認している人数ということですね。

○事務局

はい。

○副委員長

わかりました。

○副委員長

利用料金をとっている緑化木流通施設というのがあるのですが、これは何をする施設なのでしょうか。

○事務局

通常であると、緑化木を市のように販売したりということができるスペースになっているのですが、現在の20,000円の利用料金収入というのは、緑化まつりの時にここが一番大きなスペースになるので、ここに市内の商店などに出店を出していただいておりまして、そのコマ料としていただいています。

○副委員長

わかりました。

○委員

土日もお休みなしでしょうか。

○事務局

はい。

○委員

そうしますと、有資格者が常駐するようになっていますけれども、それは運営主体が過度の勤務体系にならないように配慮はされていると。

○事務局

土日は通常１名だけの方に常駐していただいておりまして、電話相談が多く来るのですけれども緑化木の手入れの仕方などについてお答えしています。

○委員

有資格者の方というのは、複数名いらっしゃる？

○事務局

たくさんいます。

造園管理士の方とか、ビオトープ管理士の方とか、大勢いらっしゃいます。

○委員長

現在指定管理者を受けていらっしゃる緑の相談室さんは造園関係者の方々ですね。

他にいかがでしょうか。

○委員長

利用料金制度をとっているのが先ほどのところかと思うのですが、自主事業みたいな形で収入を得る部分も許されていると思うのですが、それはいくらか今までもあるのでしょうか。

○事務局

講習会の収入がございます。

講習会の収入が大体20万円ほどありまして、講師料であるとか、講習会の材料代として使っています。

○委員長

はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

（委員から質問等なし）

一つ一つのものでというよりは、最後にまとめて募集要項の可否について議論したいと思います。いただいたご質問についてはこれでよろしいかと思いますので、緑化センターについてはここまでにしたいと思います。ありがとうございました。

**②森林公園（岩手県県民の森、岩手県滝沢森林公園、岩手県千貫石森林公園、岩手県大窪山森林公園、岩手県折爪岳森林公園）**

○委員長

それでは、続きまして森林公園の募集要項の案について、ご説明をお願いします。

○事務局

（資料№４‐１から資料№４‐３により説明。）

○委員長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして、質問ございませんでしょうか。

○委員

主題から逸れてしまうのですけれども、今、マツクイムシが大分広がっていると聞くのですけれども、そういった防除とか管理とかといったものはどうでしょう。

○事務局

マツクイムシの対応は、金額がかかるので県で行っています。

○委員

不可抗力ということですね。

○事務局

はい、そうですね。

特に千貫石森林公園で、立派な松林があったんですけれども、結局マツクイムシにやられて伐採してしまって。また植栽をしておりますけれども、非常に残念な経験がございました。

○委員

防除は県の方で？

○事務局

はい。

事業としてやっております。

○委員長

他にいかがでしょうか。

○委員長

細かいことなのですが、八幡平の森林公園の下刈りの項目のところで、刈った草を植栽地から持ち出すことと書いてあるんですけれども、これはあくまで施設周辺のところだけということですか。

○事務局

そうです。

○委員長

普通の山の草刈りをしたものを持ち出しているわけではないと。

○事務局

はい。

みんなの広場というところがあるのですけれども、シートを広げてごはんを食べたりするところですが、そこは草を見えないところに捨てるようにしています。

○委員長

あくまでもお客さんが立ち入るところで、普通の森林の管理については普通通りということですね。

○事務局

はい。

○委員長

当然そうだろうとは思っていましたが、気になりましたもので。

他に、いかがでしょうか。

○委員長

指定管理とは直接関係はありませんが、パンフレットを拝見して、なかなかこれは指定管理の方にお願いするわけにもいかないと思うのですが、展示内容の更新などについて今度のフレームの中でご検討いただけるといいのかなと。

他によろしいでしょうか。

では、この募集要項の可否については、また後程検討いたします。

どうもありがとうございました。

**③岩手県立水産科学館**

○委員長

それでは、続きまして水産科学館の案につきまして、ご説明をお願いします。

○事務局

（資料№５‐１から資料№５‐５により説明。）

○委員長

はい、ありがとうございます。

では、ただ今のご説明について、ご質問等ございますでしょうか。

○委員

大震災津波のところをちょっとおさらいしたいのですけれども、大震災の時は津波は直撃しなかったと思いますけれども、地震等で水槽とか、ひび割れとか何か突発的な壊れたことがあって、特別に指定管理者が支出したといったことはありませんか

○事務局

結論から申せば、ありませんでした。

震災で施設の大きな被害はなくてですね、水槽が少し動いたとかずれたということはあったのですが、職員の応急対応が早かったものですから、大事には至らなかったという状況になります。

○委員

すると今度のリスク分担表で、30万円を超えないものは指定管理者が直してくださいということで明記するとうことなんですけれども、これが29万が５件、６件となれば、大変な話になると思うのだけれど。これは全部の話なのだけれども、これは一回管理料を契約して、途中で変更するというのはできるような契約になっているのでしょうか。

それとも、一回契約したらその年は補正はないという考え方になっているのでしょうか。

○事務局

それは、甲乙協議で突発的な事情が発生した場合には、契約内容の変更も含めて協議することにはなるんですが、これまでの過去の状況からみると、少額修繕というのはある程度、でこぼこはあるんですけれども、入館料を徴収するあるいは県からの指定管理料の範囲内でぎりぎり対応いただいている状況なので、やれなくもないのかなと考えています。

○委員

出来ないということではなくて、甲乙協議でやれるということですね。

○事務局

はい。

○委員

これは森林の方でも、ハードは災害復旧で県がやるんでしょうけれども、いろいろ肥料とかそういったものが高騰したりすると大変な事態になると思うので、その場合は甲乙協議で柔軟に、財政当局とやりとりする余地も残っているということですね。

はい、わかりました。

○委員

それから、震災で一時人は減ったんですが、だんだん戻ってきているようですけれども、今後の見通しというのはいかがでしょう。

○事務局

ご指摘の通り、震災後23年度に7千人位まで落ち込んで、震災前1万3千とか1万5千人位の来客があったので、近年は1万3千人位まで回復してきている状況です。ただ、去年台風第10号の被害もあって、またガクッと落ちたのですが、施設の職員が頑張って誘客に努めておりまして、1万人は超えている位で保っています。なおかつ、これから三陸道路網が整備されてくるということで、今、修学旅行生の取り込みなど観光サイドへのアクションもかなり積極的にかけていただいているので、震災前の水準には戻ってくるのではないかと考えています。

○委員長

去年の落ち込みについてはちょっとお聞きしたかったのですが、台風10号だったと。

○事務局

はい。

○委員長

他にいかがでしょうか。

○委員

施設は大分老朽化が進んでいるということで、先ほど委員のお話と重複するのですけれども、修繕とか30万円未満であればということでしたけれども、そのあたりの見込みなどはいかがでしょう。

○事務局

今年度指定管理者と、これまでの修繕の実績をもとに修繕の長期計画を作って、指定管理者と協議しながら、支出に備えていくという状況にしています。

○委員

施設ができたのはいつでしたか。

○事務局

昭和61年の４月に設立されています。

○委員長

30周年ですね。

○事務局

はい。

○委員

名前のウオリヤスとはどういう？

○事務局

これは、２年前に愛称という形で公募しました。ウオリヤスとは…

○事務局

魚のウオと、リアス式海岸のリアスをつなげたものです。

○委員

わかりました。

○委員長

今年の指定管理料の予定額は、昨年よりは何パーセントか伸びているのでしょうか。

○事務局

はい。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、要項の可否については後ほどまとめてということで。

**④種市漁港海岸休養施設、種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設**

○委員長

続きまして、種市漁港海岸休養施設の募集要項につきまして、説明をお願いします。

○事務局

（資料№６‐１から資料№６‐２により説明。）

○委員長

関連施設ということであればフィッシャリーナもまとめていただいても構いませんが。

○事務局

それでは続けて種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設についても説明します。

（資料№７‐１から資料№７‐３により説明。）

○委員長

それでは、２施設まとめてご説明いただきましたので、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○委員

危機管理に関する事項が変わっているというご説明でしたけれども、これは津波警報が出た時、海水浴の人たちに「逃げなさい」と言う、といったようなことでしょうか。

○事務局

災害の時などにどういう体制をとるのかということがありますので、基本協定書の案の中で、機管理のマニュアルを作って提出するという項目を追加しています。

○委員

ということは、受託者の方がマニュアルを作って出しなさいということですね。わかりました。

ちなみに、施設は津波でいったん駄目になって修繕したということであれば、そんなに施設に対して維持管理費はかからないですね。

○事務局

そうなればいいと思っていますが、見た感じでは被災したところを原状回復しているので、コンクリート劣化などは進んだ状態のままだと、現場を見て思っています。

フィッシャリーナは桟橋などは新しくなっているので、すぐに修繕ということはないかと思います。

○委員

砂浜の海水浴客は人数が分ると思うのですけれども、通年なので、冬場のサーファーの人たちも人数を数えているものでしょうか。

○事務局

冬場も洋野町の方が数えていますが、サーファーの方はそれほど増えてはいないという感じだと聞いています。

サーファーの方は通年来ていただいていますけれども、なかなかお金を落としてくれないというのが悩みだと聞いています。

○委員長

暖房設備があればいいかもしれませんね。

○事務局

そういうことで、自主事業で自動販売機を置いていますが、その人たちは若干自動販売機は使っていただいているようですが、缶コーヒーなどを温める電気代などがかかってしまうので。

○委員長

はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○委員

私自身がこの制度について分からないところもあってお尋ねするのですけれども、この種市の施設については非公募で、なおかつ洋野町にお願いするということで。指定管理というと、私のイメージでは民間の活力を生かして、刺激を受けてというところがあると思うのですけれども、こういった形であれば、指定管理ではなく、県と洋野町の間の契約で済むのではないかと思うのですが、あえてこういう形にしているのはどうしてなのでしょうか。

○事務局

形としては指定管理の制度の中に乗って行きたいのですけれども、地元で運営するということもありますので、指定管理という形でやるのですけれども、非公募でやるという形になっています。

○委員長

法律的には、直営か指定管理にしなければならないということになっているので、この場合、県がやるのではなくて、洋野町がやるのであれば指定管理にせざるを得ない。この施設については、場所的に不利があるのとこれまでの経緯を踏まえて、洋野町にお願いすることになるということで、その妥当性については、後ほどもう一度議論したいと思いますが、本来は公募が原則のものだと思いますが、地域的に見て他の候補者が出てきづらいという条件と、歴史的な経緯を踏まえて、非公募というご提案ということで理解すればいいのかと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○委員長

休養施設の方は、管理料は払わずに自分で集めた経費でやりなさいということで、それに対してフィッシャリーナの方は５年間で2,000万なにがしということで、年にして400万位の経費を払うということですか。それとも、毎年2,000万払うということでしょうか。

○事務局

これは5年間ですので、年にすると400万程度です。

○委員長

それを管理費として払うということですね。

この額は、前回の３年間よりは少し増額されているということでしょうか。

○事務局

修繕費を増やしたりしております。

○委員長

わかりました。

他によろしいでしょうか。

（委員から質問等なし）

ありがとうございました。

では、以上で９つの施設についてご説明いただきました。

先ほどお話しした通り、募集要項についてはまとめて検討いたしますが、ここで全体について改めてご質問ご意見等ございませんでしょうか。

○副委員長

では、よろしいでしょうか。

気になっていたのでまとめて最後にと思っていたのですが、緑化センターの関係の仕様書の委託料計画表の中で、書き方が気になったということなんですけれども、委託料として30から34年度で914万とありますが、こういう書き方をすると、もしかしたら５年間で914万の間違いではないかなという単純な疑問だったのですが、他の施設のご説明を聞いていたら、消費税のアップなどで、金額の区分が分れた記載になっておったのですが、緑化センターだけそういった考え方が入っていないので、これは農林水産部として計算の仕方は他のところと同じようにして、金額を少し変えるとかして統一を図っていかないとまずいのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○事務局

すみません。私が書き忘れておりました。

今入っている金額は30年度の額でして、31年度それから32年度から34年度の分につきましては、消費税の増額を見込んで算定している額がございましたので、そちらを書き加えさせていただきたいと思います。

○副委員長

他の施設と同じ考え方になっているので、記載の仕方だけ直すということですね。

○事務局

後ほど訂正させていただきます。

○副委員長

了解いたしました。

○委員長

それでは、そちらについては後ほど訂正いただくということでお願いします。

他にいかがでしょうか。

（委員から特になしとの声。）

○委員長

意見というよりは半分感想ですが、何度かこの委員をやらせていただいて、指定管理者制度というのは一つは県民サービスの向上と、もう一つは運営の効率化という視点があると思いますが、前回までは効率化というところに重点を置いてきて、管理料をずっと下げていくという方向に来ていました。それ自体は県民負担の軽減ということでよかったと思うのですが、一方で県民にとって良い運営をしていただくためにはプロの方にやって頂かなければいけないわけで、プロの方を低賃金で働かせることになってもいけないわけで、今回その点では委託料が全体的に少し伸びるというご提案をいただいていることについては、良かったなと思っております。もちろん財務当局等のお考えで、これで決定ということではないにしても、基本の方向性としては、非常にまっとうな方向だと思っております。

○委員

私も今回の期間が５年に統一されたということは、非常にいい話だなと思っております。指定管理者に安定してやって頂くということで、いいなと思っていましたし、先ほどの先生のお話ですけれども、経費節減ばかりが最初に行くと、いろいろ大変な面もあると思いますので、やはりきちっとした管理をしていただくには費用もみてあげないといけないと思いますし、やはり突発的なこともあるので、途中でも甲乙協議があるということなので、そういった面でも配慮していただければいいかなと感じました。

基本的には今回の募集要領で問題はないのではないかと思います。

○委員長

ありがとうございます。

最後の確認ですが、先ほども委員の方からもありました非公募の２施設ですね、これについて、先ほどご説明いただきました歴史的な経緯と経済的な条件を考えて、非公募にすることにつきまして、皆様の方から何かございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

（委員から意見等なし）

○委員長

ということで、９案については、先ほどありました若干の修正は事務局の方にお任せいたしまして、全体としては認めるということで委員会としては決定したいと思います。

どうもありがとうございました。

**３　その他**

○委員長

協議事項は以上となりますが、その他として、次回以降の選定委員会のスケジュール等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第２回の選定委員会は、９月下旬の開催を予定しております。具体的な日程は、事務局において調整のうえ、委員の皆様にお知らせいたします。

　また、次回の選定委員会では、申請団体の審査を行うこととなりますが、これを公開するとしますと、申請を行った団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあります。また、審査の公正を期するためにも、次回は非公開としたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○委員長

事務局から日程についてと、次回の委員会を非公開としたいという提案がございましたが、皆様の方からご意見等ございますでしょうか。

（委員から異議なしの声）

○委員長

ご異議がないということですので、次回の委員会９月下旬、非公開で開催することで決定したいと思います。

○事務局

ありがとうございます。

事務局からは以上です。

○委員長

最後に、委員の皆様から何かございますでしょうか。

気づいたことなのですが、情報公開条例のところの文章を読んでいたら、ビデオテープですとかカセットテープ、フロッピーディスクとか、さすがにもうあまり使っていないだろうなというものが記載されていました。今回の直す必要はないと思いますが、次までの間に５年ありますので、世の中が変わると思いますので、後で見直しをかけていただければと思います。

○委員長

他によろしいでしょうか。

進行を事務局にお返しいたします。

ご協力ありがとうございました。

**４　閉会**

○事務局

委員の皆様、長時間のご審議ありがとうございました。

これをもちまして第１回岩手県農林水産部所管施設指定管理者選定委員会を終了します。

次回の委員会についてもよろしくお願いします。